

令和2年12月4日 開会  
令和2年12月16日 閉会  
(定例第12回)

# 南部町議会会議録

南部町議会事務局

南部町告示第122号

令和2年第12回南部町議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年11月17日

南部町長 陶 山 清 孝

記

1. 期 日 令和2年12月4日

2. 場 所 南部町議会議場

---

○開会日に応招した議員

埒 田 光 雄君

加 藤 学君

荊 尾 芳 之君

滝 山 克 己君

米 澤 睦 雄君

長 束 博 信君

白 川 立 真君

三 鴨 義 文君

仲 田 司 朗君

板 井 隆君

細 田 元 教君

亀 尾 共 三君

真 壁 容 子君

景 山 浩君

---

○応招しなかった議員

な し

---

---

令和2年 第12回(定例)南部町議会会議録(第1日)

令和2年12月4日(金曜日)

---

議事日程(第1号)

令和2年12月4日 午後1時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 所信表明
- 日程第6 議案第91号 南部町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第7 議案第92号 南部町督促手数料及び延滞金徴収条例及び南部町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第93号 公の施設の指定管理者の指定について(南部町総合福祉センターいこい荘)
- 日程第9 議案第94号 公の施設の指定管理者の指定について(南部町民野球場、南部町民運動場)
- 日程第10 議案第95号 公の施設の指定管理者の指定について(南部町宮西伯カントリーパーク)
- 日程第11 議案第96号 公の施設の指定管理者の指定について(南部町東長田山村広場、南部町東長田山村交流施設ふれあいセンター)
- 日程第12 議案第97号 公の施設の指定管理者の指定について(青年の家)
- 日程第13 議案第98号 公の施設の指定管理者の指定について(上長田会館)
- 日程第14 議案第99号 公の施設の指定管理者の指定について(南部町賀野地域交流拠点施設)
- 日程第15 議案第100号 公の施設の指定管理者の指定について(南部町農産物直売所)
- 日程第16 議案第101号 公の施設の指定管理者の指定について(南部町地域農産物加工施設めぐみの里)
- 日程第17 議案第102号 令和2年度南部町一般会計補正予算(第8号)
- 日程第18 議案第103号 令和2年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

- 日程第19 議案第 104号 令和2年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第 105号 令和2年度南部町病院事業会計補正予算（第4号）
- 日程第21 議案第 106号 鳥取県西部広域行政管理組合規約の変更に関する協議について
- 日程第22 議案第 107号 鳥取県町村総合事務組合規約の変更に関する協議について

---

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 所信表明
- 日程第6 議案第91号 南部町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第7 議案第92号 南部町督促手数料及び延滞金徴収条例及び南部町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第93号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町総合福祉センターいこい荘）
- 日程第9 議案第94号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町民野球場、南部町民運動場）
- 日程第10 議案第95号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町宮西伯カントリーパーク）
- 日程第11 議案第96号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町東長田山村広場、南部町東長田山村交流施設ふれあいセンター）
- 日程第12 議案第97号 公の施設の指定管理者の指定について（青年の家）
- 日程第13 議案第98号 公の施設の指定管理者の指定について（上長田会館）
- 日程第14 議案第99号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町賀野地域交流拠点施設）
- 日程第15 議案第 100号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町農産物直売所）
- 日程第16 議案第 101号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町地域農産物加工施設めぐみの里）
- 日程第17 議案第 102号 令和2年度南部町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第18 議案第 103号 令和2年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

- 日程第19 議案第 104号 令和2年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
 日程第20 議案第 105号 令和2年度南部町病院事業会計補正予算（第4号）  
 日程第21 議案第 106号 鳥取県西部広域行政管理組合規約の変更に関する協議について  
 日程第22 議案第 107号 鳥取県町村総合事務組合規約の変更に関する協議について

出席議員（14名）

1番 埴田光雄君	2番 加藤学君
3番 荊尾芳之君	4番 滝山克己君
5番 米澤睦雄君	6番 長束博信君
7番 白川立真君	8番 三鴨義文君
9番 仲田司朗君	10番 板井隆君
11番 細田元教君	12番 亀尾共三君
13番 真壁容子君	14番 景山浩君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名 ここから直す

局長 .....	藤原 宰君	書記 .....	赤井 沙樹君
		書記 .....	種 晃平君

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	陶山清孝君	副町長 .....	土江一史君
教育長 .....	福田範史君	病院事業管理者 .....	林原敏夫君
総務課長 .....	大塚 壮君	総務課課長補佐 .....	加納諭史君
企画政策課長 .....	田村 誠君	企画監 .....	本池 彰君
防災監 .....	田中光弘君	税務課長 .....	三輪祐子君
町民生活課長 .....	芝田卓巳君	子育て支援課長 .....	吾郷あきこ君
教育次長 .....	安達嘉也君	人権・社会教育課長 .....	岩田典弘君

病院事務部長 ..... 山 口 俊 司君      健康福祉課長 ..... 糸 田 由 起君  
福祉事務所長 ..... 渡 邊 悦 朗君      建設課長 ..... 田 子 勝 利君  
産業課長 ..... 岡 田 光 政君      監査委員 ..... 仲 田 和 男君

---

### 議長挨拶

○議長（景山 浩君） 令和2年第12回12月定例議会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

さて、師走を迎え、日に日に寒さが増し、冬の気配が迫ってまいりました。本年を振り返ってみますと、まさにコロナに始まりコロナで終わる一年となりました。年明けの感染流行から、第一波、二波、三波と感染は拡大の一途をたどり、昨日までで国内の感染者数は15万6,000人を超え、死亡者も2,274人に及んでいます。マスクの着用、手洗い、うがい、外出自粛など国民の生活様式が変容し、社会経済もこれまで経験したことのない危機的な年となりました。ワクチンや治療薬の早期開発及び普及など、一日も早い対応策を切望するものであります。

本定例会におきましては、条例の一部改正、指定管理の指定、補正予算等の議案を御審議いただくこととなっております。

後ほど町長から提出議案の内容につき説明がございますが、提出されております諸議案に対し慎重審議をいただき、適正かつ妥当な議決に達することをお願いするものであります。

議員各位におかれましては、町民の皆様の負託に応えられますようさらなる御精励をお願い申し上げます、開会の御挨拶といたします。

---

### 町長挨拶

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。12月議会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、令和2年第12回南部町議会定例会を招集しましたところ、御出席いただき開催できますことを心から御礼を申し上げます。

さて、国内での新型コロナ第三波の感染が都市部を中心に急拡大し、国内感染者数は15万3,000人、回復者が12万7,000人、死亡者数は2,141人を超えようとしております。予断を許さない状態にあります。幸い鳥取県内の感染者数は61人、回復者数は52人と、人口規模を割引いても県民挙げての努力でコロナを抑え込んだ状態にあることがうかがえます。町内での陽性者は現在のところ発生しておりません。

高齢者が重篤化するリスクが高いこと、これは明らかであり、特に多くの高齢者が利用されています町内福祉施設や医療施設の機能が停滞することがないように国、県と連携し、議会とも御相談しながら対策を取ってまいります。町民の皆様には、年末年始を控え、何かと外出の機会が多くなることが考えられますが、気を緩めることなく、密閉、密集、密接を避け、マスクと石けんによる手洗い、またはアルコール除菌をお願いいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大や重篤化の防止にはワクチン接種が鍵になります。イギリスではいよいよ今月7日から接種が始まるというニュースが流れています。国内でのワクチン接種に必要な法案も通過し、年度内にも医療従事者や高齢者、基礎疾患をお持ちの方など、決められた優先順位によって希望者への接種が開始される予定であり、健康福祉課ではワクチン接種に関する準備に入っております。町民の皆さんに的確にワクチン接種が行えるよう、関係機関と連携を取りながら進めてまいり所存です。

次に、9月議会以降の火災や災害はございませんでしたが、11月8日日曜日、防火パレードを行いました。冬の訪れとともにストーブなど暖房器具を使う機会が増え、火災が多く発生する時期ですので、火の取扱いには十分御注意いただきますよう、町民の皆様をお願いいたします。

次に、人口動態について御報告いたします。9月1日から11月末の間に出生された方は19人、お亡くなりになった方は25人でした。御冥福をお祈りいたしますとともに、誕生した子供たちの健やかな成長を御祈念いたします。11月末現在の人口は、1万619人でございました。高齢化率37.40%、11月末現在の今年度出生者は36人でございます。

本定例会におきましては、令和2年度一般会計補正予算、条例関係など17議案を提案させていただきます。いずれの議案につきましても、町政の推進に必要不可欠なものばかりでございますので、全議案とも御賛同いただき御承認を賜りますようお願いを申し上げ、開会の御挨拶とします。どうぞよろしくをお願いいたします。

---

#### 午後1時00分開会

○議長（景山 浩君） ただいまの出席議員数は14人です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、令和2年第12回南部町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（景山 浩君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、次の2人を指名します。

2番、加藤学君、3番、荊尾芳之君。

---

## 日程第2 会期の決定

○議長（景山 浩君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、13日間といたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、13日間と決定いたしました。

---

## 日程第3 議事日程の宣告

○議長（景山 浩君） 日程第3、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

---

## 日程第4 諸般の報告

○議長（景山 浩君） 日程第4、諸般の報告を行います。

まず初めに、議長から報告いたします。

鳥取県西部町村議会議長会臨時総会の報告をいたします。

去る11月10日、西部町村会事務局において西部町村議会議長会臨時総会が開催されました。

当日の議題は、選挙第1号、総会議長の選挙についてと、選挙第2号、西部町村議会議長会補欠選挙についての2件でありました。両議題とも、西部町村議会議長会の現会長である小谷日野町議会議長の鳥取県町村議会議長会副会長就任に伴い、空席となる西部町村議会議長会会長をはじめとした新役員を選出するものであります。

選挙の結果、新会長には杉谷大山町議会議長、副会長には幸本伯耆町議会議長と山本日南町議会議長、監事に井藤日吉津村議会議長、上原江府町議会議長を選出いたしました。

次に、鳥取県西部広域行政管理組合議会定例会の報告をいたします。

去る11月19日、米子市役所淀江支所において鳥取県西部広域行政管理組合議会定例会が開催されました。

当日は4議案が上程され、審査が行われました。

まず、2議案は条例改正案の審査でありました。議案第11号、新型コロナウイルス感染者と

関わる消防業務に従事する職員の特殊勤務手当を定める条例改正、議案第12号は、廃止となつたし尿処理施設である白浜浄化場の削除に関する条例改正であり、いずれも全会一致で可決、承認されました。

議案第13号は、組合営火葬場、桜の苑の指定管理者の指定であり、選定委員会の答申を受けて、東亜建物管理株式会社を代表とした東亜・宮本グループを優先交渉先とする提案があり、これについても全会一致で可決、承認されました。

議案第14号は、令和元年度一般会計の決算認定でありました。歳入51億6,399万円余、歳出51億177万円余の予算については、決算審査特別委員会において継続審査となりました。

定例会閉会后、ごみ処理施設等調査特別委員会が開かれました。ごみの広域処理に関わる実施市町村の確認では10月30日を期限とした確認で、全市町村が広域化参加の意思に変更がないことの確認が取れていること並びに広域処理参画意思決定に伴う今後のスケジュールについての報告説明がございました。

以上、議長からの報告といたします。

続いて、議員からの報告を受けます。

鳥取県町村議会議員研修会、板井隆君からの報告を求めます。

10番、板井隆君。

○議員（10番 板井 隆君） 去る11月13日に、鳥取県町村議会議員研修会が北栄町で開催されましたので、報告をいたします。

最初に、順天堂大学医学部免疫学特任教授の奥村康氏より、この奥村先生は玉湯町の出身でありました。「感染症予防～ウイルスに打ち勝つ免疫力」と題しての講演がありました。

新型コロナウイルスに対抗するワクチンや特効薬は開発途上にあり、今は物理的に三密（密閉、密集、密接）を避けたり、ソーシャルディスタンス（社会的距離）を保ったりすることが盛んに呼びかけられております。しかし、相手は目に見えないウイルス。万が一、体内への侵入を許せば、最後は個々の人が持つ免疫力に頼るしかない。日頃から免疫力を維持するためには、適度な運動とバランスの取れた食生活、併せて睡眠を取り、健康であることが一番であるということでした。この免疫力があればコロナに感染しても重症化はしない。コロナに打ち勝つ生活様式を充実してほしいとの講演内容でありました。

次に、真宗大谷派僧侶でフリーアナウンサーである川村妙慶氏から「議会において～人権問題への取組」と題して講演がありました。

川村先生の実家である福岡県のお寺で、檀家ゼロの状態から地域住民の方々とのコミュニケー

ションを取りながらお寺を再建され、併せて長らく引き籠もっていたお兄さんを住職として復帰された経緯を伺いました。

コミュニケーションで大切なのは、言葉がポイントになる。しかし、言葉は技術ではない。言葉は心の使い方が重要と言われておりました。人間関係で大切なのは、まず聞くということ。聞いてから自分の思いを伝える。たった一言で人を生かし、人を殺してしまうこともある。議員として町民皆さんとのコミュニケーションを大切にしてほしいということで締めくくられました。議員としての日頃からの行動や心遣いの必要性を感じた重要な講演であったと思っております。

以上、鳥取県町村議会議員研修会の報告とします。

○議長（景山 浩君） 次に、鳥取県後期高齢者医療広域連合議会の定例会の報告を細田元教君より求めます。

11番、細田元教君。

○鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員（細田 元教君） 11番、細田でございます。去る1月18日、湯梨浜に東郷で広域連合議会がありまして、その報告をさせていただきます。

議案は第9号から第19号まで、また、報告第1号が説明されました。議案、流れ、一括でいいんですが、一つずつ言います。

議案第9号は、鳥取県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求めることについてでございますが、今まで代表監査委員しておられました磯江俊二さんから金涌孝則さんに交代する案件でございました。

議案第10号は専決処分で、令和元年度鳥取県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）の専決処分の報告及び承認についてで、特別還付金として705万4,000円を増額する議案でございました。

議案第11号も専決処分でございますが、令和元年度鳥取県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第6号）の専決処分の報告及び承認について。これは第三者行為の弁護士費用の82万1,000円を翌年に繰り越す案件でございました。

議案第12号は、これも専決処分でございますが、鳥取県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正の分でございます。これは5割、2割軽減の拡充する案件の条例の改正でございました。

議案第13号は、鳥取県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正の専決処分の報告及び承認について。これは後期高齢者の人がコロナのために休業した場合、傷病手当が出るという案件のものでございます。これも専決処分でございます。

議案第14号は、これも専決処分ですが、令和2年度鳥取県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の専決処分の報告及び承認についてでございますが、これは後期高齢者交付金の費用が確定費用より多かったため、3億5,592万3,000円返納する案件でございます。

続きまして、議案第15号、後期高齢者医療給付についての損害賠償の請求に係る訴訟参加、和解についての専決処分の報告及び承認についてでございますが、さっきの案件ありました弁護士費用の分でございますが、交通事故による医療費が1,949万4,690円のうち、既存障がい等合わせて割合で減額した後、925万9,978円で賠償金として和解する案件でございます。

議案第16号と17号は、決算についてでございます。議案第16号は、令和元年度鳥取県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第17号は、令和元年度鳥取県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、監査委員さんの意見を付して、それぞれ実質収支がプラスになった案件でございます。

続いて、議案第18号は、鳥取県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてでございます。これは地方税法、個人所得税の見直しによって基礎控除額が33万から43万円に引き上げる内容の条例でございます。

議案第19号は、令和2年度鳥取県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。これはそれぞれ歳入歳出に17億7,147万4,000円を増額して、総額834億7,173万2,000円とするものでございます。これらは市町村負担、国、県の負担金を精算して、返還金をそれぞれ歳入歳出予算に計上し、これを財源組替え、医療給付費準備金を増額するものでございます。これらは全て全会一致で可決されました。

最後に報告で、報告第1号は、令和元年度鳥取県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてございまして、このうち令和2年への繰越明許費に係る総額82万1,000円を確定したという報告がございました。以上、報告を終わります。

○議長（景山 浩君） 以上で諸般の報告を終わります。

---

## 日程第5 所信表明

○議長（景山 浩君） 日程第5、所信表明。

町長から所信表明があります。

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） ただいま、議長のお許しをいただきましたので、今後4年間にわたる私の町政運営に関する所信の一端を申し上げ、町民の皆様、そして町議会議員の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

初めに。私は、去る本年10月13日告示の南部町長選挙で町民の皆様の御支持、御支援をいただき、無投票当選の栄誉を頂戴いたしました。南部町政2期目に当たり、町民の皆様から寄せいただいた期待とその使命の重大さに改めて身の引き締まる思いでございます。まずは、第三波の新型コロナウイルス感染拡大への備えと、コロナ禍の影響を最小限にすべく、細心の注意を心がけながら対応が後手に回らぬよう、行財政運営に努めてまいりたいと決意を新たにしているところでございます。

3つの政策理念「つなぐ・変える・挑戦する」。私は、3つのC「つなぐconnect」「変えるchange」「挑戦するchallenge」を政策理念とし、町民の皆さんが豊かさを実感できるなんぶ暮らしに挑んでまいります。オオクニヌシノミコトが闊歩したとされる古道跡、古事記に記載される手間の地名など、2000年以上の歴史が語りかける出雲大国のロマンスが南部町にはあります。悠久の時を経て里人が紡いできた文化と里地里山、そして蛸が舞い、サンショウウオが命をつなぎ、ブッポウソウやコウノトリが大空を舞う自然環境があります。失ってはならない歴史、文化、自然環境等々を次世代に「つなぐ」ことが重要です。一方で、交通や医療、教育など私たちの暮らしを支える多くの場面で、デジタル社会の大変革が始まっており対応が急がれます。この社会の変化をチャンスと捉え、南部町の新たな価値の創造に「5つの挑戦」をしてまいります。私たち大人が子供たちに「南部町に帰ってこい」と堂々と言える、人とまちと暮らしをつくる。そんな「次世代に誇れるなんぶ暮らし」を町民の皆さんとともに作り上げてまいりましょう。

5つの挑戦。なんぶ創生に挑戦する。令和2年11月末現在の南部町の人口は1万619人、3,898世帯であり、人口減少に歯止めがかかりません。国立社会保障・人口問題研究所のデータでは、南部町の人口は2040年には7,739人と、8,000人を割る予測となっています。しかし、私は5年前の第1期総合戦略で目標とした9,172人を簡単に諦めてはならないと考えています。第2期なんぶ創生総合戦略では、人口減少社会にあっても、南部町の里地里山のよさを感じながら、住み慣れた地域で安心して暮らし続け、自然環境や歴史・文化などの地域資源を生かしつつ、本町が将来にわたり発展していく活力を創出するために、基本事業10事業、76施策を掲げました。持続可能な南部町の実現に全力で取り組んでまいります。

その中で、情報通信基盤の整備は喫緊の課題です。ポストコロナ禍によって分散型ネットワー

ク社会が10年早まったと言われていています。人が多く、密集した都市環境を支える交通手段も、高層ビルを可能とした建築技術も、コロナ禍の中では無力であり、そして大都市の中では密集の危険性が改めて認識されたと言えます。デジタル革命の先に21世紀の社会があるとすれば、それはこれまで「密」でなければ実現し得なかった利便性を、地方の私たちの暮らしの身近にある里地里山の「疎」の中でも、高い生産性が確保されることであり、新たな価値が生まれようとしています。

私たちの生活を支える多くの場面でデジタル技術を活用した新たなサービスが進んでいます。この技術を支えるインフラ、光ファイバー網を整備し、令和7年までの整備方針が固まった自治体情報システムの標準化を視野に入れた行政サービスの転換対応、これを自治体DXといいます。デジタルトランスフォーメーションを急がなければなりません。防災での緊急情報の収集や情報の一元化、ビッグデータの集積・利活用、そして農林業や観光の活性化支援など、地方自治体が解決すべき課題は山積しています。役場の中にICT、情報通信技術です、これを町民の暮らしの中に落とし込むための新たな部署と人材の確保、そして育成を図ってまいります。

合併以来の懸案だった複合施設の名称が公募の結果「キナルなんぶ」に決定いたしました。みんなが「来なる」場所であり、「気になる」場所であり、そして小さな種が大きな「木になる」ような成長を意味した名前だそうです。当初、コロナでの資材不足が心配されましたが、工事は順調に進んでおり年度内に完成する予定で、蔵書などの搬入調整を行い令和3年5月1日にグラウンドオープンいたします。

なんぶ創生のための施設として町内を公共交通で有機的につなぎ、面として機能させるサテライト施設。その最後の施設として残されたのが南さいはく振興協議会です。振興協議会の活発な議論の中で、これまで培った強みである農産物の加工販売を通じて地域を守り、稼ぐための一般社団法人組織と施設建設を計画されました。行政も補助事業採択に向けて積極的に取り組んでまいります。

公益社団法人青年海外協力協会、これはJOCAでございますが、進めています法勝寺高校跡地での温泉と足湯、レストラン、大豆加工施設、障がい者福祉施設の一部であるグループホームの建設が始まりました。JOCAによると町民の皆さんが待ち望んでおられる温泉やレストランについては、今後の補助金の採択にもよりますが、令和3年中に着工し令和4年夏の完成を目指して申請を準備してるところということです。法勝寺地域振興協議会と連携し支援してまいります。

これらの施設がこれまでに整備した「えん処米や」、「えんがーの富有」、「いくらの郷」、

「てま里」などと連携しながら個別の特徴を発揮し、町民が豊かさを実感し次世代に誇れるにぎわい創出施設になるように支援してまいります。

子育て環境の充実と人材育成に挑戦する。これまで取り組んできた少子化対策プロジェクトの成果として、子育て世代から「南部町は子育て世代に優しいまち」と言われるようになってきましたが、婚姻率や出生率が県平均より低いという課題があります。南部町少子化対策推進本部では第3期少子化対策プロジェクトで、令和4年度末までの目標値を婚姻率4.3パーミル、パーミルは1000分の1単位でございます。現在は2.9パーミル、合計特殊出生率1.61人、現在は1.45人でございます。このようにして取り組んでまいります。

子育てには安心が必要です。子育て包括支援センターネウボラの保健師、助産師、保育士、管理栄養士がチームとなって妊娠・出産・子育て・自立までを切れ目なく応援することで子育てを後押しし、楽しみながら子育てができる施策を展開いたします。

本年度から第2期子ども・子育て支援事業計画が始まり、子ども・子育て会議の中でも、保育園の老朽化対策と近年全国で多発する自然災害への備えも加味した改修、建て替えの在り方を議論いただいています。本年度中にも、「さくら」、「つくし」、「ひまわり」の3保育園の在り方を議論いただき、令和3年度には関係者や広く町民の皆様との建設、改修に向けたワークショップを開催し、基本設計に着手いたします。

若いお母さん、お父さんからの「こんな遊び場があったらいいな」の声を反映した小さな公園、ポケットパーク造り今後も継続してまいります。本年10月には町内企業グリコマニュファクチャリングジャパン株式会社がネーミングライツに応募をいただき、「グリコ子育てパークなんぶ」としてオープンいたしました。国道バイパス横で、通行される皆さんからの目にも止まり、公園からは田園風景の向こうに秀峰大山が眺望できるロケーションもあって、子育て中の皆さんに大変好評をいただいています。

教育は人づくりの基盤であり、未来の担い手を育成するものです。したがって、社会でたくましく生き貢献できる力を身につけるためにも、小・中9年間を通して学ぶ「まち未来科」は「ふるさと愛着力」・「将来設計力」・「社会参画力」・「人間関係調整力」の4つの力を磨く実践の場であると考えています。そしてその延長線上に、高校生や新☆青年団の諸君が堂々と町政に対して私に質問してくれた姿や、「とっとり花回廊」成人式の祝いの餅のために、自分たちが休耕田を借りて田植から収穫までする姿に、私は町の将来を託す人材が育っていると確信を覚えます。若い世代と町長が気軽にまちづくりを話し合う「まちづくりミーティング」をリモートも交えて開催することを検討してまいります。

既に紹介しましたが、来年5月には図書館を中核とした複合施設「キナルなんぶ」が待望のオープンを迎えます。「学び」「交流」「情報」を基本コンセプトにしたこの施設で、多世代の多目的な交流が広がることで、南部町民の生涯にわたる学びの場、活躍の場になることを期待しています。

健康長寿のまちづくりに挑戦する。地域におけるつながりが希薄化する中で、誰もが住み慣れた地域で、その人らしく自立して住み続けるためには、地域における日常的な支え合い活動の充実が必要です。その願いを込めた「いきいき百歳体操」は42か所に広がっています。今後も身近な集いの場と運動環境の整備を進め、目標を60か所まで増やし、転ばない筋力づくりと「まめなかや」とお互いに励まし合える集いの場を増やしていきます。さらに、口腔ケアや認知症予防プログラムを取り入れ、健康長寿のまちづくりを推進します。

社会的孤立の広がりを背景に、高齢者、障がい者、独り親世帯、生活困窮者、ひきこもり等生活課題が複雑化、深刻化するとともに潜在化する傾向が強まっています。こうした生活課題を積極的に把握し包括的に支援するための縦割りを排した支援体制強化を図ってまいります。

南部町には地域で安心して暮らすための医療福祉施設として「公立西伯病院」、全室個室ユニットケアを提供する特別養護老人ホーム「ゆうらく」、温水プールやトレーニングルームを有し、町民の健康づくりの拠点である総合福祉センター「しあわせ」「いこい荘」、社会にうまくなじめない方を支援する地域共生社会実現拠点「いくらの郷」などの資源があります。行政と社会福祉協議会、関係する機関が連携し、他地域には見られない充実した医療福祉機能を活用してまいります。

がん検診、健康診断の受診率を向上させ、がんの早期発見と疾病予防を図ります。生活習慣病予防強化の取組として、健康診断受診率38.1%から令和6年度50%を目標に職員と努力してまいります。また、本町は県下でも塩分摂取量が多く、このことが高血圧などの生活習慣病につながっていることが指摘されています。塩分摂取量を令和7年度までに県平均値の日量、男性マイナス5グラム、女性マイナス3グラムの達成を目指します。

共生と防災のまちづくりに挑戦する。人に視点を向けた共生は人権にはかありません。平成30年度には町民の皆さんに人権に対する意識調査を行い、引き続いて本年は役場職員の意識調査を行います。これらの資料を基に議論を深め、令和3年度に「部落差別をはじめあらゆる差別をなくす総合計画」を改定いたします。

コロナ禍の中で、感染する危険に対する不安と感染症特有の異質な危険に対する不安によって、私たちの人権感覚が試されたと言ってよいでしょう。新型コロナウイルス感染症は誰でもかかる

病気です。これまで人権が大黒柱のまちづくりを町民の皆様と築いてまいりました。私たちはコロナ禍の今こそ、感染者や御家族など新型コロナと闘う方々を応援し、私たちみんなで温かい心で新型コロナと正しく向き合う機運を町ぐるみで醸成させていきたいと考えます。

南部町農業の中核作物である米作、米では、農業法人化と集落営農による組織化を進め担い手への農地集約化と機械化、さらにドローンやGPSを利用した先端技術の導入を進めることで、生産性の向上による安定経営を目指しています。

南部町北部水田、これは南さいはく地区を除く全域を指します。中心経営体による集積面積は、令和元年実績で265ヘクタール、この地域の水田1,118ヘクタールの23.7%となっており、一定の集積化が進んできました。今後さらに農業従事者の高齢化と後継者不足が予想され、優良農地を荒廃させないためにも集落営農など地域の担い手集団をさらに育成する必要があります。また、南さいはく地域の水田農業は地形的制約があるものの、豊かな里山が生み出す恵みとして、高付加価値での販売を地域商社やふるさと納税制度で支援することで、農地や里山環境を守っていきます。

次に、特産である柿と梨に代表される果樹栽培についてです。南部町の梨農家18戸中12戸が1ヘクタール以上の経営面積で、平均64歳と県内他産地と比べて若いことが特徴で強みだとお聞きしました。この強みを生かしつつ、梨、柿とも後継者を育成することが重要です。

農業は経済性だけでははかれない多面機能を有しています。集落を守り地域を守るためには、地域政策としての多面的機能支払交付金や中山間地域直接支払制度を最大限活用することと、町独自施策である「汗かく農業者支援事業」「じげの職人支援事業」を相乗的に利用いただき、地域を守る農家を支援してまいります。

町の面積の75%を占める森林の荒廃を防止するために、森林環境譲与税の有効活用による間伐促進と、株式会社鳥取CLTによる直交集成材の利用促進を図ってまいります。また、竹林は繁殖力が旺盛なため、手を入れなければ急速に山林や家屋周辺に被害をもたらします。一度整理しても継続して手を入れないと数年で復元していくため非常に厄介です。竹チップの堆肥化や防草効果、竹あかりなどのイベント利用など、暮らしの中で有効に利用することを研究してまいります。

激甚化する災害への備えも喫緊の課題です。国土交通省、鳥取県に対して法勝寺川、小松谷川の改修促進と2つのダム管理の適正化に向け連携していく必要があります。同時に、命を守る行動は、人間の持つ「危険に対して自分だけは大丈夫と信じる、過小評価の落とし穴」正常性バイアスとの闘いです。打ち勝つためには「防災訓練」に参加いただき防災知識を得ることが何より

重要です。町民の生命を守るためにあらゆる機会を使って、ハード面の強化とソフト面の充実を図っていかねばなりません。

次に、環境政策について申し述べます。20世紀の産業革命以後、人間の活動範囲が拡大し、地球が小さくなったと言われます。2015年国連サミットで採択された持続可能な開発目標SDGsをまちづくりに生かし、ゼロカーボンシティの取組を進めてまいります。例えば、ごみのリサイクル率は平成29年32.4%でしたが、平成30年30.2%に低下しています。当面のリサイクル率目標値を37%とし、重点目標として取り組んでまいりますので町民の皆様の御協力をどうかお願いいたします。

また、南部町が41%出資しています南部だんだんエナジー株式会社は、国の先進モデル事業として令和3年度から、町内の7公共施設の太陽光発電と蓄電池を自営線で結び、発電効率を最大化する自立・分散型エネルギーシステムの実証実験を行うことが決まりました。具体的には、土日は利用者の少ない学校や給食センターで発電した電力を、休日に利用が多い複合施設「キナルなんぶ」や「しあわせ」に供給するシステムです。災害時にも必要な箇所に電力供給を継続することで、公共施設の復旧強化を図るものです。令和6年度までの事業が予定されています。

行財政改革に挑戦する。将来世代が豊かさを実感する、南部町が好きだと思われたい町にするためには、財政規律を守りながらも必要な投資は必要です。役場は無駄やむらを排除した、機動性に富んだ「町民に役に立つ場」でなければなりません。役場の機能も近い将来には、出かける行政や住民一人一人に合わせたオーダーメイドのサービスも可能な時代を迎えることが予想されます。

令和7年までに自治体情報システムの標準化が義務づけられ、新設されるデジタル庁が主導することが決定いたしました。住民情報や税、社会保障、就学などの17分野の行政システムが国主導で標準化される予定です。ベンダーの既得権や各担当部署の独自の仕様を排除し、全国共通にすることで維持費が低減され町民に利益が生まれる事業になるよう注視してまいります。

NPO、振興協議会、民間企業等とさらに連携しながら、お互いの特徴と得意分野で活躍する公民連携を進め、公共の在り方を変えていく必要があります。そして、人口減少、超高齢社会に対応した行政機能を点検し機構改革を行います。

団塊ジュニア世代が前期高齢者65歳を迎える2040年を展望すると、高齢者の人口も減少に向かい、現役世代が急激に減少する社会を迎えます。現役世代1.5人で1人の高齢者を支える社会の到来が20年後に迫っています。将来減少する支え手のためにも、今を生きる我々の世代が、今日明日がよければといった考えで、ツケを次世代に回すようなことがあってはなりません。

ん。そのためにも未来への航海の羅針盤が必要だと考え、第二次南部町総合計画を策定し、今後10年間にわたる町政の基本計画、5年間の実施計画を策定しました。そして第2期なんぶ総合戦略の5か年計画も地方創生への道しるべとしてスタートしています。本格的な人口減少社会の到来を見据えながら持続可能な地域社会の実現をするために、南部町公共施設等総合管理計画の個別施設計画により、廃止も含めた公共施設の維持管理や更新計画につなげてまいります。

町民の医療福祉の拠点である病院事業、命の水を供給する水道事業の健全な経営が重要です。町内に24時間365日、町民の命と暮らしに欠かせない医療があること。いつでも蛇口をひねればおいしい水が出ること。町長としての私の使命は、この公共サービスの当たり前を持続可能な状態で次世代に「つなぐ」ことだと認識し、信念を持って関係者と一丸となり「つなぐための変革」と「変革のための挑戦」に取り組んでまいります。

政治は常に、負担と給付のバランスを図っていく仕事です。町民の皆さんの生きがいや喜びを生み出すまちづくりに全力で挑んでまいり所存です。

結びに。96年前の8月、パリオリンピックの年にこの地を法勝寺電車が走り始めました。馬車から鉄道輸送への大変革期に乗り遅れまいとした先人たちの挑戦する心、諦めない心を、保存された車両デハ203が語りかけています。佐野川用水、243年諦めなかった思い。越敷野台地を開墾し、当時先進的な柿、梨作りに挑戦した思い。法勝寺川、小松谷川にダムを建設し、流域の洪水を防ぎ農地を潤す夢にかけた思い。

先人たちの未来にかけた思い、挑戦する心。それを私は「なんぶ魂」「なんぶスピリット」と呼びたいと思います。

政治は未来のためにある。私たちの中にもある「なんぶ魂」「なんぶスピリット」を奮い立たせ、町民の皆様、議会の皆様方と力を合わせ、1万有余の町民が豊かさを実感する「次世代に誇れるなんぶ暮らし」の創造に全力で取り組んでまいります。

以上、私の任期4年間を通じた政策の方向性、取組について主立ったものを申し上げ所信の表明といたします。どうかよろしく願いいたします。

---

#### 日程第6 議案第91号 から 日程第22 議案第107号

○議長（景山 浩君） お諮りします。この際、日程第6、議案第91号、南部町国民健康保険税条例の一部改正についてから、日程第22、議案第107号、鳥取県町村総合事務組合規約の変更に関する協議についてまでを一括して提案説明を受けたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、日程第6、議案第91号から日程第22、議案第107号までを一括して提案説明といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） 副町長でございます。議案書の1ページでございます。議案第91号、南部町国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。

次のとおり南部町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細は担当課長から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 税務課長、三輪祐子君。

○税務課長（三輪 祐子君） 税務課長でございます。それでは、私のほうからお配りしている新旧対照表で説明をいたしますので、御準備をお願いします。南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。

初めに、このたびの改正理由を御説明いたします。このたびの改正につきましては、平成30年の税制改正において個人所得課税の見直しがされ、令和3年1月1日施行で給与所得控除額、公的年金等控除額からどのような所得にでも適用される基礎控除へ10万円の控除額の振替が行われます。この振替によりまして国民健康保険税の負担水準に関して加入される方の不利益などが生じないようにするため、また、一定の給与所得者の方などが2人以上いらっしゃる世帯が国民健康保険税の軽減措置に該当しにくくなることを防ぐため改正するものでございます。

それでは、新旧対照表のほうの1ページ目をお開きください。第23条の国民健康保険税の減額についてでございます。1ページ目の中段、中ほどですが、1号の下線部分が7割軽減、次のページはぐってもらって2ページ目の中段の下線部分が5割軽減、その下、3号の下線部分が2割軽減の改正となっております。7割軽減、5割軽減、2割軽減とも、先ほど説明をいたしましたが、個人所得課税の見直しにおいて給与所得控除額や公的年金等控除額から基礎控除へ10万円振替されることから生じる不利益を生じさせないため、軽減基準額の算定において基礎控除額相当分の基準額33万円を43万円、10万円分引き上げる改正をしております。さらに、加入世帯に一定の給与所得者、公的年金等の支給を受ける方が2人以上いらっしゃる場合は、基礎控除額相当分の基準額33万円から43万円、10万円分の引上げだけでは軽減措置の判定が7割から5割、5割から2割に下がったり、軽減措置に該当しなくなる可能性があることから、その

人数から1を引いた数に10万円を乗じた額を加算して調整をするようにしております。

この10万円を乗じた額を加算して調整をするときの人数に該当する一定の給与所得者、公的年金の支給を受ける方の基準につきましては、給与所得者については給与収入が55万円を超える方、公的年金等の支給を受ける方で65歳未満の方については、公的年金等の収入が60万円を超える方、65歳以上の方については110万円を超える方としております。

次に、3ページ目の附則でございます。公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例についてでございます。先ほど一定の給与所得者、公的年金等の支給を受ける方の対象となる基準は、65歳以上の公的年金等の支給を受ける方は公的年金等の収入が110万円を超える方と説明をいたしましたが、当分の間、この基準を125万円を超える方とする特例を新たに追加するものでございます。

次に、議案書のほうで、この条例の施行期日、適用区分について御説明をいたしますので、議案書の3ページ目をお開きください。まず、この条例の施行期日でございますが、この条例の施行日は令和3年1月1日からとしております。

次に、適用区分として、この条例による改正後の南部町国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用して、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとしております。

以上、説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（景山 浩君） 副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） 議案書4ページでございます。議案第92号、南部町督促手数料及び延滞金徴収条例及び南部町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてです。

次のとおり南部町督促手数料及び延滞金徴収条例及び南部町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めらるものでございます。

これは地方税法の改正で延滞金に係る用語の見直し等が行われたことを受けまして、本町の関係条例の一部改正を行うものです。

内容ですが、延滞金の割合の特例を適用する場合の延滞金の割合の名称を延滞金特例基準割合に改めるものでございます。

本町において該当する南部町督促手数料及び延滞金徴収条例と南部町後期高齢者医療に関する条例、これらの条例中、特例基準割合を延滞金特例基準割合に改正するものでございます。

この条例の施行は、令和3年1月1日からとし、経過措置として施行日以降の期間に対応する

延滞金について適用し、同日以前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例によることとしております。御審議をよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第93号から議案第101号までは公の施設の指定管理者の指定についての議案でございますが、11月13日に指定管理候補者選定委員会を開催して審査をいただき、このたび議案として上程させていただくものでございます。

議案第93号、公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、南部町総合福祉センター「いこい荘」。指定管理者となる団体は、南部町総合型地域スポーツクラブ。指定管理の期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日まででございます。

続きまして、議案第94号、公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、南部町民野球場、南部町民運動場。指定管理者となる団体は、南部町総合型地域スポーツクラブ。指定の期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日まででございます。

続きまして、議案第95号、公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、南部町営西伯カントリーパーク。指定管理者となる団体は、株式会社TKSS。指定の期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日まででございます。

続きまして、議案第96号、公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、南部町東長田山村広場及び南部町東長田山村交流施設ふれあいセンター。指定管理者となる団体は、南さいはく地域振興協議会。指定の期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日まででございます。

続きまして、議案第97号、公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項

の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、青年の家。指定管理者となる団体は、南さいはく地域振興協議会。指定の期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日まででございます。

続きまして、議案第98号、公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、上長田会館。指定管理者となる団体は、南さいはく地域振興協議会。指定の期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日まででございます。

続きまして、議案第99号、公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、南部町賀野地域交流拠点施設。指定管理者となる団体は、あいみ富有の里地域振興協議会。指定の期間は、令和3年4月1日から令和5年3月31日まででございます。

続きまして、議案第100号、公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、南部町農産物直売所。指定管理者となる団体は、緑水湖ふれあい市運営委員会。指定の期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日まででございます。

続きまして、議案第101号、公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、南部町地域農産物加工施設めぐみの里。指定管理者となる団体は、公益社団法人青年海外協力協会。指定の期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日まででございます。

○議長（景山 浩君） 一括提案の途中ではありますが、ここで休憩を入れたいと思います。再開は2時25分といたします。

午後2時07分休憩

---

午後2時25分再開

○議長（景山 浩君） 再開いたします。

休憩前に引き続きまして、議案第102号から提案説明をお願いします。

総務課長、大塚壮君。

○総務課長（大塚 壮君） 総務課長でございます。それでは、予算書のほうで御提案をさせていただきます。

-----  
議案第102号

令和2年度南部町一般会計補正予算（第8号）

令和2年度南部町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ78,579千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,177,696千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加は、「第3表 地方債補正」による。

令和2年12月 4日 提出 南部町長 陶山清孝

令和2年12月 日 決 南部町議会議長 景山 浩

-----  
そういたしますと、4ページを御覧ください。第2表、債務負担行為補正でございます。1、追加についてです。まず、児童生徒用パソコンフィルタリング使用料です。期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日の5年間。限度額は122万7,000円となります。これは本年度一括購入しました学習用タブレット等へのフィルタリングサービスへの加入に要する経費でございます。

次の8件です。全て指定管理に係るものでございます。継続のものは、期間は令和3年4月1日から令和6年3月31日の3年間。新規の指定管理、賀野交流拠点でございますけれども、令和3年4月1日から令和5年3月31日の2年間をしております。限度額はそれぞれ、南部町総合福祉センター「いこい荘」指定管理料4,935万円、南部町民野球場・南部町民運動場指定

管理料 9 3 0 万円、南部町営西伯カントリーパーク指定管理料 3, 3 4 9 万 1, 0 0 0 円、南部町東長田山村広場・南部町東長田山村交流施設ふれあいセンター指定管理料 1 7 3 万 3, 0 0 0 円、青年の家指定管理料 2 2 1 万 5, 0 0 0 円、上長田会館指定管理料 2 1 9 万円、南部町賀野地域交流拠点施設指定管理料 1 5 4 万 6, 0 0 0 円、南部町地域農産物加工施設めぐみの里指定管理料 8 6 6 万 7, 0 0 0 円。限度額、合計としまして 1 億 9 7 1 万 9, 0 0 0 円をお願いするものでございます。

続きまして、5 ページを御覧ください。地方債補正です。追加をお願いするものでございます。起債の目的、法勝寺中学校外壁改修事業（合併特例事業債）でございます。限度額、1, 3 9 0 万円。起債の方法は、証書借入れとなります。これにつきましては法勝寺中学校の校舎、外壁タイルに剝落が見られております。それによって、校舎全域に確認されたことから合併特例事業債を活用し、緊急改修を着手するものでございます。利率、償還方法は、記載のとおりでございますので、御確認をお願いします。

1 0 ページをお願いします。歳出予算のほうから御説明を申し上げます。主なものを説明したいと思います。なお、人件費に関するものにつきましては、後ほど給与費明細書で御説明を申し上げます。

1 款議会費、1 項議会費、1 目議会費でございます。3 4 0 万 4, 0 0 0 円を減額し、8, 4 1 3 万 6, 0 0 0 円とするものでございます。これは新型コロナウイルスにより未実施となった行政視察旅費及び各種研修会の旅費、負担金の減額によるものでございます。

2 款総務費、1 項総務管理費、4 目 C A T V 管理費でございます。1 5 4 万円を増額し、5, 9 9 3 万 5, 0 0 0 円とするものです。これは光ファイバー整備に係る新規光ケーブルの電柱等への共架申請のための調査費を計上するものでございます。

8 目基金管理費です。1, 6 8 1 万 2, 0 0 0 円を増額し、7, 6 4 1 万 8, 0 0 0 円とするものです。これはがんばれふるさと寄付金事業に要する返礼品経費の不足見込額の増額をお願いするものです。

同じく 9 目企画費です。本年度、ハンリム大学とのインターンシップ事業を計画しておりましたが、新型コロナウイルス感染症などの影響によりまして実施できないため、所要の額を減額するものでございます。

1 1 ページをお願いします。1 3 目諸費でございます。1, 4 6 4 万 3, 0 0 0 円増額し、1 億 1 0 3 万 8, 0 0 0 円とするものでございます。これは健康福祉課、それから福祉事務所、教育委員会、子育て支援課の前年度の補助金の額の確定による償還金となります。

12ページをお願いします。3款民生費、1項社会福祉費、2目障がい者福祉費です。4,285万6,000円を増額し、3億6,641万5,000円とするものです。これにつきましては本年度の自立支援介護給付に係るサービス利用額が増額しており、予算が不足すると見込まれるため所要額の増額をお願いするものでございます。

同じく民生費、2項児童福祉費、7目子育て支援費でございます。78万5,000円を減額し、5,407万3,000円とするものです。子どもの居場所づくり推進モデル事業では、令和3年4月から宮前児童館で実施する子ども食堂の立ち上げに係る経費を新たに計上いたしました。在宅育児世帯補助事業は、補助該当者の減少から不用の見込額を減額するものでございます。

14ページをお願いします。5款農林水産業費、1項農業費、5目農業振興費でございます。436万円増額し、1億8,388万4,000円とするものでございます。これは農林業基盤整備補助金交付事業において、新たに必要となった各地区の改修工事等の補助必要額を増額計上するものでございます。

6款商工費、1項商工費、1目商工振興費です。1,025万円を減額し、1億819万2,000円とするものでございます。これは新型コロナウイルス感染症の影響により誘客に対する補助額の活用減と、南部町版持続化給付金について想像以上に国の持続化給付金の対象事業者が多いため、町の独自の補助金必要額を減額するものでございます。

15ページをお願いします。9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費でございます。2,174万8,000円増額し、2億1,439万4,000円とするものでございます。これは地方債補正でも御説明いたしましたが、法勝寺中学校外壁改修に要します設計委託料、それから工事請負費を新たに計上するものでございます。

2項小学校費及び16ページの3項中学校費につきましては、本年の新型コロナウイルス感染予防対策によりまして、各小・中学校で縮小、中止となった各種事業の不用額の減額補正となりますので、詳細については御確認をお願いしたいと思います。

17ページをお願いします。4項社会教育費、3目文化財保護費でございます。224万6,000円増額し、1,824万円とするものでございます。来年の複合施設の開館に合わせて、本町にとっては歴史的・文化的価値の高い法勝寺電車のジオラマの作製を計画したことから、新たに予算計上をお願いするものでございます。

次に、歳入の予算を御説明いたします。7ページをお願いします。これにつきましても主なものについて御説明をいたします。1款町税、1項町民税、2目法人でございます。1,350万円減額し、2,493万8,000円とするものでございます。新型コロナウイルス感染症の影

響により、法人税現年度課税分の税込見込額の減収分を減額するものでございます。

続いて、14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金でございます。389万5,000円増額し、3億9,930万1,000円とするものです。これは子どものための教育・保育給付費負担金の令和元年度実績による追加交付分の増額でございます。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金です。678万4,000円減額し、21億1,713万6,000円とするものでございます。これにつきましては新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し実施する事業に不用額が生じました。歳出予算を減額するため、併せて歳入予算の減額をするものでございます。

5目教育費国庫補助金でございます。722万2,000円を増額し、3,568万8,000円とするものです。法勝寺中学校外壁改修に係る学校施設環境改善交付金を活用してまいります。

15款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金でございます。887万2,000円を増額し、9,309万5,000円とするものです。これにつきましては歳出予算のほうで自立支援介護給付費の歳出予算に対しまして県の補助金を活用するものでございます。

18款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金です。1,490万8,000円減額し、4,676万2,000円とするものです。これは今回の補正で減額となる歳出予算のうち、コロナの影響により不用となる一般財源予算部分について、財政調整基金の繰入額を減額するものとなります。

同じく4目さくら基金繰入金です。1,905万8,000円を増額し、2,823万8,000円とするものです。これにつきましては法勝寺電車のジオラマ作製の経費及びがんばれふるさと寄付金事業の返礼品に係る経費を充てております。

19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金でございます。5,704万8,000円を増額し、9,738万2,000円といたします。今回の補正予算の一般財源の不足部分、不足額を前年度繰越金により予算調整を行うものでございます。

21款町債、1項町債、6目教育債でございます。1,390万円を増額し、2,100万円といたします。法勝寺中学校外壁改修に係ります合併特例事業債を活用するものでございます。

次に、18ページを御覧ください。18ページには給与費の明細書をつけております。特別職の給与費、共済費の比較でございます。下段の比較を御覧ください。議員の報酬と期末手当を合わせまして93万4,000円の減、その他の特別職、これにつきましては子ども・子育て会議の委員さんの報酬でございます。これにつきましては4万4,000円の増、その結果、合計で

89万円の減という形になります。

次に、19ページでございます。一般職の給与費についてでございます。今回の給与費等の補正につきましては、20ページ、イの会計年度任用職員のものでございます。こちらにつきましてはインバウンド対策の韓国ハンリム大学のインターンシップ事業などが主なものでございます。給与費と共済費の合計で256万1,000円の減額となります。なお、手当の内訳につきましてはお読み取りをお願いしたいと思います。

最後に、21ページをお願いします。地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。当該年度末現在高見込額は、普通債、災害復旧債、臨時財政対策債合わせまして64億1,946万8,000円となる見込みでございます。

以上、御審議よろしくお願いたします。

○議長（景山 浩君） 町民生活課長、芝田卓巳君。

○町民生活課長（芝田 卓巳君） 町民生活課長です。予算書のほうを御覧ください。

-----  
議案第103号

令和2年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和2年度南部町の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ166千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,321,403千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年12月 4日

提出 南部町長 陶山清孝

令和2年12月 日

決 南部町議会議長 景山 浩

-----  
では、4ページのほうを御覧ください。歳出から説明をいたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございます。92万4,000円を補正し増額し、1,114万4,000円とするものです。こちらは平成30年度の税制改正に対応するためのシステム改修の委託

料でございます。

1 款総務費、3 項運営協議会費、1 目運営協議会費 3 万 3, 0 0 0 円を増額し、8 万 2, 0 0 0 円とするものです。こちらは運営協議会の報酬を 2 回分増額して計上するものでございます。

9 款予備費、1 項予備費、1 目予備費でございます。7 9 万 1, 0 0 0 円を減額し、1 5 3 万 1, 0 0 0 円とするもので、こちらは歳入との調整差額でございます。

上段の歳入でございます。3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目災害等臨時特例補助金。こちらは補正額 1 6 万 6, 0 0 0 円を追加で計上しまして、1 6 万 6, 0 0 0 円とするものです。コロナ減免に係る補助金となっております。

以上、御審議よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第 1 0 4 号、令和 2 年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）。

.....  
議案第 1 0 4 号

令和 2 年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度南部町の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6 2 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 4 8, 9 2 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 1 2 月 4 日

提出 南部町長 陶山清孝

令和 2 年 1 2 月 日

決 南部町議会議長 景山 浩

.....  
こちら 4 ページで御説明をいたします。歳出でございます。1 款総務費、2 項徴収費、1 目徴収費 6 2 万 7, 0 0 0 円を補正し、1 7 9 万 3, 0 0 0 円とするものでございます。こちら 4 ページで御説明をいたしまして、平成 3 0 年の税制改正に対応するためのシステム改修委託でございます。

上段の歳入でございます。3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目高齢者医療制度補助金、新たに 1 2 万 5, 0 0 0 円を補正で計上いたすものです。こちらはシステム改修の 5 分の 1 が国の補助金で入るというものでございます。

4 款繰入金、1 項繰入金、1 目一般会計繰入金 5 0 万 2, 0 0 0 円を補正しまして、4, 7 3 3 万 5, 0 0 0 円とするものです。先ほどの残り 5 分の 4 の部分を町の一般会計のほうから繰入金として入れるものでございます。

以上、御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（景山 浩君） 病院事業管理者、林原敏夫君。

○病院事業管理者（林原 敏夫君） 病院事業管理者でございます。別冊議案書、お願ひいたします。

議案第 1 0 5 号、令和 2 年度南部町病院事業会計補正予算（第 4 号）。

第 1 条、令和 2 年度南部町病院事業会計の補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

まず、収入でございます。第 1 款病院事業収益のうち、第 2 項医業外収益を 2, 0 0 0 万増額し、5 億 6, 0 4 9 万 9, 0 0 0 円とするものでございます。

次に、支出でございます。第 1 款病院事業費用のうち、第 1 項医業費用につきまして 2 6 4 万円増額し、2 3 億 6, 5 5 3 万 6, 0 0 0 円とするものでございます。

次に、資本的収入及び支出。第 3 条、予算第 4 条に定めた本文括弧書きを、（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 1 億 2, 6 5 1 万 4, 0 0 0 円は過年度分損益勘定留保資金をもって補填するものとする。）に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

2 ページを御覧ください。まず、収入でございます。第 1 款資本的収入のうち、第 1 項補助金につきまして 1 0 0 万円増額し、9, 1 7 4 万 2, 0 0 0 円とするものでございます。

次に、第 2 項企業債につきまして、1 億 5, 6 8 8 万 8, 0 0 0 円を減額し、1 億 3, 1 9 1 万 2, 0 0 0 円とするものでございます。

次に、支出でございます。第 1 款資本的支出のうち、第 1 項建設改良費を 2 億 4, 7 2 8 万 8, 0 0 0 円減額し、9, 1 5 9 万 2, 0 0 0 円とするものでございます。

企業債でございます。第 4 条、予算第 5 条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的、上の段、医療機器等整備事業。補正前、限度額 2 億 8, 8 8 0 万。起債方法、利率、償還方法は記載のとおりでございます。補正後、限度額を 4, 0 5 1 万 2, 0 0 0 円とするものでございます。起債方法、利率、償還方法につきましては補正前と同じでございます。下の段、特別減収対策事業、これは補正前はございませんでした。補正後 9, 1 4 0 万円を計上し、起債方法、利率、償還方法につきましては記載のとおりでございます。

9 ページをお願いいたします。先ほどの令和 2 年度南部町病院事業会計補正予算の見積書で

ざいます。収益的収入及び支出。上の段、収入でございます。款1、病院事業収益、項目2、医業外収益のうち、2、他会計補助金を2,000万円増額し、4億8,600万6,000円とするものでございます。これは新型コロナウイルス感染症対策予備費でございます。インフルエンザ流行期に感染症疑い患者を受け入れる救急医療機関等への支援を行うための補助金でございます。これによりまして収入合計は2,000万円増額され、25億2,524万7,000円とするものでございます。

下の段、支出でございます。款1、病院事業費用、項目1、医業費用のうち、3、経費につきまして264万円を増額し、5億525万2,000円とするものでございます。これは新たに電子カルテ更新に伴うコンサル料委託料でございます。これによりまして支出合計は264万円増額し、24億8,700万4,000円とするものでございます。

10ページを御覧ください。資本的収入及び支出。上の段、収入でございます。款1、資本的収入、項目1、補助金につきまして100万円を増額し、9,174万2,000円とするものでございます。これはマイナンバーカードを健康保険証として使用できるオンライン確認システムに対する補助金でございます。

2、企業債につきましては1億5,688万8,000円減額し、1億3,191万2,000円とするものでございます。これは2つの項目を合わせた金額です。説明のところを御覧ください。企業債、上の段、これは電子カルテ更新を当初2年度で計画いたしましたが、3年度計画とするものでございまして、2億4,828万8,000円を減額します。下の段、企業債、これは新たにコロナ禍によります病院収益減収に対する特別減収対策としての企業債でございまして、9,140万円計上しております。この2つを合わせた額が1億5,688万8,000円の減額でございます。

以上によりまして、収入合計1億5,588万8,000円を減額し、2億2,365万4,000円とするものでございます。

下の段、支出でございます。款1、資本的支出、項目1、建設改良費のうち、1、固定資産購入費でございます。補正額2億4,728万8,000円を減額し、6,921万1,000円とするものでございます。これは機械備品購入費、医療機器ほかでございます。これも説明の欄にあります。ここも2つありまして、一つは先ほどのマイナンバーシステムの整備費の100万、それと電子カルテの減額2億4,828万8,000円を合わせたものがこの2億4,728万8,000円の減額でございます。

支出合計2億4,728万8,000円を減額し、3億5,016万8,000円とするもの

でございます。

6ページにお戻りください。以上の補正により令和2年度南部町病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書でございます。令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間でございます。一番下、資金期末残高、これは令和3年3月31日の期末残高でございますが、1億7,381万6,000円と計算しております。

7ページを御覧ください。令和2年度南部町病院事業会計予定貸借対照表でございます。令和3年3月31日を示しております。資産の部、右の列一番下、二重線のところでございますが、資産合計35億9,194万4,000円を予定しております。

8ページを御覧ください。上の段、負債の部でございます。右の列中央、二重線のところでございますが、負債合計34億8,796万2,000円。

下の段、資本の部でございます。右の列、下から2行目でございます。二重線、資本合計1億398万2,000円。

合わせまして、一番下、負債資本合計35億9,194万4,000円を予定しております。

以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） 副町長でございます。議案書17ページでございます。議案第106号、鳥取県西部広域行政管理組合規約の変更に関する協議についてです。

鳥取県西部広域行政管理組合規約の変更に関し協議することについて、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは鳥取県西部広域行政管理組合における不燃物処理施設の設置及び管理運営について、これまでは境港市を除く市町村の共同処理する事務としていましたが、境港市を含む全ての構成市町村が広域処理に参画することになったため、規約の改正をすることについて協議を行うものでございます。

具体的には、規約別表第2項の（境港市が設置するリサイクルプラザ建設事業に係る不燃物中間処理施設を除く。）を削る規約改正を行うものでございます。

規約改正の施行日は、鳥取県知事の許可の日からとなっております。御審議よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第107号、鳥取県町村総合事務組合規約の変更に関する協議についてです。

地方自治法第286条第1項の規定により、令和3年4月1日から次のとおり鳥取県町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、同組合規約の変更に関し協議することについて、同法第

290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

これは各町村で行っています消防団員退職報償金支給事業及び消防賞じゅつ金授与事業について共同処理の効果が期待できるとして、令和3年度から鳥取県町村総合事務組合で行うことになったため、規約を改正することについて協議を行うものでございます。

共同処理する事務として、1、消防組織法第25条の規定に基づく非常勤消防団員に対する退職報償金の支給事務、2、消防団員に対する賞じゅつ金の支給事務の2つを事務を加えます。

また、規約の改正として、この2つの事務を別表第2に加えるものでございます。

規約改正の施行日は、令和3年4月1日となっております。御審議よろしくお願いたします。

○議長（景山 浩君） 提案説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑は、会議規則第54条に疑問点をたずねることのみと規定されておられますとおり、疑問点のみについて簡明に行ってください。

また、個別質疑につきましては予算決算常任委員会で行うこととなりますので、総括的な質疑をお願いします。

議案第91号、南部町国民健康保険税条例の一部改正について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

議案第92号、南部町督促手数料及び延滞金徴収条例及び南部町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第93号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町総合福祉センターいこい荘）、質疑はありませんか。

10番、板井隆君。

○議員（10番 板井 隆君） 10番、板井です。議長、お願いがあるんですが、93と94号は同じ関わりのある施設になるので、この2つまとめて質疑をかけたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（景山 浩君） はい、関連して質疑をかけてください。

○議員（10番 板井 隆君） じゃあ、させていただきます。

この公の施設、南部町総合福祉センター「いこい荘」、これまで山陰管財・さんびる企業体ということでやってきてもらっていたものを、公募によってNPO法人スポnetなんぶが受けるということになりました。私は、個人的にはこの指定管理料というものが町内のそういった法人

に落ち、お金が回っていくということは非常に賛成だと思っておりますが、ただ、このたびこの審査結果を出してもらったものとか、それから審査員さんの講評の一覧、それから附帯意見の一覧というのを見た中で、ちょっと教育長の御意見を聞いておきたいというふうに思っています。

先ほど言いましたように、スポnetが管理してもらうのは非常に喜ばしいことだと思っておりますが、この指定管理が移ったということに対して、今までのスポnetのしあわせを中心に指定管理を受けながら、町民、子供から高齢者の方までのスポーツの施設、健康管理を担ってきてもらったと思っておりますが、これまでの成果、そして今回、このいこい荘をスポnetに指定管理を渡したということについて、これまでの成果と、それからスポnetがこのいこい荘を受けることによって、また運動場も含めてなんですけれど、こういった効果を期待をしておられるのか、ちょっとその点だけ聞いておきたいというふうに思います。

○議長（景山 浩君） 人権・社会教育課長、岩田典弘君。

○人権・社会教育課長（岩田 典弘君） 人権・社会教育課長でございます。まず、成果ですけども、総合福祉センターしあわせにおきます生涯を通じての体操だとか健康に関する効果につきましては、身近なスポnet、NPO法人なんですけども、そちらのほうで町民のほうへのいろんな行事も含めまして効果は出てきておると思います。効果につきましては、今まで西伯地区というところにスポnetの拠点があったわけなんですけども、町内を通したところでは、会見地区というところに拠点がございましたので、その拠点、会見地区での拠点としてまた全町へ広がるという効果が期待されるというところを考えております。以上です。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 私も板井議員と同様、93号、94号について関連しての質問です。

先ほどの板井議員が質問なさったように、いこい荘と関連する野球場、運動場については、今回指定管理で指定管理者が替わっております。私、最初これを見たときに、政策誘導で指名指定したのかなというふうに思ったんですよ。なぜならば、外部から見たら、いわゆる町が社会体育やっていくために立ち上げたスポnetと民間がやるんですから、それで民間が何年間かやって、そういう町に関連したところが来るもんですから、この説明が要るだろうなというふうに思っております。

それで、同じように審査結果を見た場合、例えばいこい荘については1点差ですよ。結局両方加味して、際どい点数が出たもんですから、選定委員会で協議をして両方をスポnetに指定管理候補者に選定することにしたと、こういうふうに言ってるわけです。

個人的に私も板井議員と同様の意見を持っていますが、公平性とか町の対外的な信頼性を考えた場合、本来、公募として適切だったのどうかということについてしっかりと説明せんといけないのではないかと思うんですよ。なぜかという、この中に意見が出ているように、先ほどの教育委員会のほうからも言われましたけども、一体化を考えたときにこのほうがいいだろうって考えた場合、そういう場合は、私は町のそういう考え方があるのであれば、公募という感じじゃなくて、指名指定等しながら町の姿勢示していくというのが本来の在り方ではないかなと思うんですけれども、その点は町長はどのように考えますか。あと、担当課についてはまた委員会でお聞きしたいと思います。町長、この点どうか。

それと、もう一つです。指名指定で、指定管理ですごく問題になってくるのは、3年、5年の指定管理終わった後で指定管理の業者が替わった場合、もめるのが雇用の問題なんです。それで、米子市なんかで訴えられてることがあるんですよ。なぜかという、公の施設ですから、そこで働いてるときの労働条件どうかということになるんですけれども、今回の場合もさんびるからスポnetに移動した場合、さんびるの方々はこのいこい荘並びにもう一つの運動場について、何人かの雇用してると思うんですね、町内の人ですか。例えばそういうときに、他市なんか見たら、なるだけ雇用の継続を求めたいというようなことを自治体としては意見として表明してるわけですね。その点についての対応は、町長はどのようにお考えですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。指定管理のこの選定から、最終的にこういう結果になったというところまでしか私は判断する立場をいただいていません。それがやはり正しいと思います。町長がこれにせえだとかあれにせって最終判断を求められるようなシステムではこれは困るわけで、総合的に選定委員会が判断されたことに私どもが従うというこの仕掛けをしたと思います。

今おっしゃるように、一般的に考えて、いこい荘と運動場があれだけ近い関係があって、一体的に管理運営はするということであれば、今回のような指定管理がばらばらで2つをやるような仕掛けよりも、一体的な指定管理を本から求めるような、そういうことが本来は必要なんではないか。いわゆるその中で本当に一体的なサービスが住民に提供できるのかどうかということ。本来は指定管理として問うべきではないかなと、今日も聞きながらそう感じた次第です。

今回も指定管理の中でいろいろ問われていますので、指定管理を適正なもの、または本来の住民に利益与えられるようなそういう体制になるように、最善の改善するべきは改めて改善したいと思っております。以上です。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長、もう少し具体的にお答えいただきたいです。私は、一体したのどうかって言ってるの違うんですよ。指定管理で、公募でいわゆる町がつくったスポnetと民間の企業でこれまでしてたさんびるの企業体が入っていて、僅差で決まるわけですね。点数やから僅差で決めたらいいと思うんですけどね。中の審査委員を見ても町内の方もいらっしやるところの公平性の問題言ってるんです。公平性についてはやはり慎重であるべきだというふうに思います。結果として個人的には私は板井議員と同じような意見を持ってるんですけども、これはやはりどんなことでも自治体って公平でなければいけないから、町長は関与せえと言うてん違うんですよ。このような事態のときに、やはり考えないといけないことあったのではないかなというふうに思うんですね。それに、今までもさんびるが持ってましたけれども、正直思ったのは、いこい荘持ってみたときにぱっと野球場も運動場も見たら同じ結果が出てるわけですね。やっぱりこれは町の政策誘導かなと思っちゃいますよ。もしそれがそうであればきちんと出せばいいと思うんですよ。百歳体操もやってるし、町内全部通して同じように一体化してやっていきたいというときに、それをさんびるに求めていくのか、そういう形態がいいので今回としてはこういうふうにしたということを言っていくべきであったのではないかなと、私は町の信頼の問題を言っているんですよ。その点についてはどうかというのが1つですね。

2つ目には、指定管理者が替わった場合のそこでの雇用はどうかというところで、いつもこの市町村ももめているんですよ。その点について市町村の自治体側からしたらなるだけ継続雇用をお願いしたいということを意見として表明してるところもあるわけです。米子市なんかもそうしています。そういうところから見て、もうこれ指定管理で公募出すときに替わるの前提にしたとき、考えとかないといけないことですよね。片や10年前のあれでしたっけ、伯耆の国するときは何で10年したかって、雇用替わったら困るからと言ったんですよ。であれば、福祉施設であろうがどこであろうが雇用の問題は人権問題や労働者の問題考えんといけんことでしょう。それについては町はどのような考え方持ってるかということ聞いてるんですよ。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。できるだけ公正さで疑われないようなものをとということですけども、私は、職員たちはそういう選考委員を選考して、最終的に私もその選考委員の承認をしたかどうかということを定かに覚えてませんけれども、多分町長は最終的に決済をしておると思います。そういう疑いを持たれないような選考体制は必要だと思いますけれども、いづれにしましても例えばさっき真壁議員が言われたように3年で終わる、替わるということが、

私どもが反対の立場になったときに果たして全力でそういうことができるかどうかということだろうと思っています。先ほど指定管理の本当の在り方と申しましたのはそういう点です。民間が受けていただいて、全力でそこに住民サービスを与えていただくためには、その指定の期間は何年がいいのかから含めて、選考の在り方も含めて考えなくちゃいけないと思っています。同時に、本当に指定管理をするべき施設なのかも併せて考える必要があろうと思っています。（「雇用問題」と呼ぶ者あり）

雇用の問題は、継続で雇用するという条件というのは当然つけてしかるべきだと思います。それは主に町内の方が勤められてるのがもう前提だと考えながらやるのが当然だろうと思っています。不慣れな点があったかもしれませんが、ぜひそういうことも検討しながら、今後の指定管理につなげたいと思います。以上です。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長が最後におっしゃった、本当にこれが指定管理に妥当なのかどうかという検討については、私もしていくこと賛成です。そういう意味ではいろんな問題点が分かってきている指定管理施設の審査結果だったなと思います。

それで、委員会で審査するときには、ここに審査結果のところを書いてありますように協議して、いろいろ意見あったんだと思う。協議して指定管理候補者に選定することにしたって書いてありますので、この選定委員会のときの議事録等を出していただきますように、委員会のときに出していただきますようお願いしときます、議長。

○議長（景山 浩君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） では、議案第94号についての質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第95号。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 13番です。議案第95号はカントリーパークの指定管理です。これは同様に、同じように指定管理になられたんですけども、今回の質問はカントリーパークの公園の分です。野球場とかテニスコート以外にいろんな公園があって、さんざん今まで議会でも問題になりました。

町長は先ほどの所信表明でポケットパークのさらなる充実をと言っています。以前からポケットパークを造るときに、西伯のカントリーパーク周辺の公園の整備をして、そこを有効利用した

らどうかという意見もありましたが、今回も同じように指定管理しております。この時点でカントリーパークの公園部分について、どのようなことを指定管理のときに町から条件をして、町としてはどうしていくべきだというふうに考えているのでしょうか。町長のお考えをお聞きいたします。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。条件に付したことについて事務的なことは教育委員会のほうが担当していますので、町長としては理解しておりません。教育委員会のほうから答弁させます。（「言うんでしょ。それ委員会で言って」「委員会、委員会」「委員会ですか」「はい、委員会」と呼ぶ者あり）

○議長（景山 浩君） 真壁議員、委員会の答弁でよろしいでしょうか。

○議員（13番 真壁 容子君） 意見ありました。

○議長（景山 浩君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 委員会で聞くことは聞くんです。町長にお聞きしたいのは、所信表明でもポケットパークをどんどん造っていきたくって言ってたやないですか。その中でカントリーパークをお金かけて造って、言ってみたら整備不十分なまま指定管理に出してるんですよ。その点についての考え方ほちょっとお聞かせください。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。何というかな……。まず、ポケットパークのことを申します。ポケットパークの選考については、子育て支援課のほう所管しますが、これまでと同じ形態を取るのであれば、保育園や子育て中のお父さんやお母さん方に集まっていたいて、次、どこにしましょうか、どこがお望みですかというところからまたスタートしようと思っております。今回もその中であって、確かにカントリーパークという場所を使ってみたらという声もあったように記憶しています。

カントリーパークは準都市公園ですので、これはやはり行政として例えば公園化をするということであれば、総合計画の中にうたい込んで、教育委員会が予算を組んで、そして設置していくための公園でございますので、ポケットパークとは少し意味が違いますけれども、ポケットパークの事業の中で一部、本当狭い一部の部分に芝を張って子供たちの滑り台でも造ろうかということには対応できるかもしれません。もっと大きな部分で言えば、それはこのポケットパーク事業とは相入れないものだろうと思っています。

○議長（景山 浩君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第96号。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 誠に申し訳ございません。議長、96号から97号、98号について関連しておりますので、よろしくお願いいたします。

これも町長にお聞きいたします。公の施設の指定管理についてですが、特にこの3つについては指名指定で、地域振興協議会に指定管理していくということになっているんです。毎回指摘させてもらっているんですけども、指名指定をして指定管理することによって、施設の光熱水費とか改修費等がそれぞれ別々に出てきていて、その事務も、振興協議会でも事務はするわ、執行部、役場の中でもしていかないといけないわけですよ。これを見たときに、私はやはり施設の一元管理ということについても考え直さないといけないのではないかなと思うんです。

中身は、中の審査の意見の方々は、振興協議会がよう安いこのお金で管理してくれていると、こういうふうに言っていますが、裏を返せば振興協議会使って施設を安く管理させてるということになるんじゃないですか。私は、こういう二重、三重のことではなくて、なるだけ大きなところでの、いこい荘とかカントリーパークについては収益等も出ていますから一緒にはできませんが、本当に維持管理のとこだけであれば、そういうふうな維持管理を振興協議会等とかに渡してしまうことは結構過重負担にもなることになりますから、一元管理をする方法考えたほうがいいのではないかと、指定管理をやめるべきではないかという意見についてどうお考えですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。一番最初の頃には指定管理でしか方法がないという具合に言われてましたけども、こういう種々の料金を取らない部門については、委託業務だとかそういう新たな、新たというか別のスタイルも当然考えながら行政改革の審議会で御審議いただきたいと思っております。

○議長（景山 浩君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第97号、青年の家。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第98号、上長田会館。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第99号、賀野交流拠点施設。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 申し訳ありません。町長、新たに今回この賀野地域交流拠点施設が指定管理になるわけですよね。これ今直営だったでしょう。これもいわゆる町の公共施設を考えたり行財政改革の結果を見てからでもよかったのではないかなと思うんですけども、そうはいかなかったわけですか。いろんな方法でなるべく経費のかからない効率的な施設管理を目指すべきではないかと思うんですが、ここはちょっと違うということになるわけですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。賀野の地域振興協議会が入っておられるということも考えれば、えんが一のを直接やられるということは至って普通だろうと思ってます。隣のえぶろんも受けておられますし、やっと受けていただけたんだという具合に考えています。

○議長（景山 浩君） よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第100号、農産物直売所。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第101号、めぐみの里。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第102号、一般会計補正予算。ありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 補正予算です。細かいことは委員会で聞きます。

聞きたいことは、まず1点、いわゆるコロナ対策費に関しての問題です。今回の補正予算の中では、コロナの影響によって事業等がなかなかできなくなって減額というのがありました。それから、持続化給付金とかステイキャンペーン事業等での減額での減で、結果としてコロナの交付金が九百何万の減になっています。

町長、持続化給付金は思ったより国の事業に乗ったので、町の分があまり使うことはできなかったといって1,500万中3分の2が減額になっています。この段階で持続化給付金という制度は全町のいわゆる受ける方々全てに行き渡ったというふうにお考えでしょうかというのが1点。

それから、次、これどうかということ。次に、お得に泊まろう！なんぶ里山ステイキャンペーン事業というの、これは出てきたときも議会でもいろんな意見がありました。今回は、500万のうち減額は僅かですが、中身を変えてくるところを言ってる内容なんですね。補助制度にして事業の補助を行っていききたいということなんです。結果として進めてきた、国が言ってるGoTo

キャンペーンとかコロナ後の対策というのがうちの町にとっては合わなかったのではないかって私思ってるんですけども、その点についてどういうふうにお考えなのかということをお聞きしたい。

それと、次は、教育委員会のいわゆる成人式で、コロナ対策でPCR検査をするということですね。私は、原則PCR検査をしていくというのは賛成です。その移動を図っていく上でということなんですけれども、ただし、これもやっぱり賛否両論が出てくるのかなというの正直言って考えてるところです。今後の状況次第では、本当に人の移動がPCR検査をしたからといってなるのかなという点で、なかなか難しい判断もすることになるのかなと思うんですけども、ここで聞きますのは、やっぱり町民に、こういうことに取り組んでると新聞でも出ましたが、中身について聞いておきたかったからです。事業費が182万6,000円で1回当たり1万8,200円、この中には郵送料等も入ってるというのですが、成人式の前日までに受けてくださいっていうんですけども、これ読んでたら、こっちに来てから受けるということになるわけですか。その辺の説明です。今、敏感になっています。私は往来するには、家で今、お正月、年末迎えて、孫や子供たちが帰ってくるのに帰れないと、帰ってくるなど涙ながらにみんな止めているケースがあります。そのときによく言われるのがPCR検査等でもしてもらって、人の移動を活発にしていってほしいという点では賛成する議案であるのですが、その辺のところをちょっと説明していただけないでしょうか。以上です。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） まず、今回の持続化給付金、法人200万、個人100万のことについて申し上げます。全てに満遍なくというものではないかと思っております。あくまでもコロナで影響があった方がきちんとルールにのっとってやられる分に対してやる。制度的に非常に問題もあるという具合にマスクミヤ、それから当の国のほうも言っています。

しかし、コロナという得体の知らないものの中で、誰が本当にお困りなのか分からない場合には、こういう非常に制度が不安定な中でも、一度は100万円だ、200万円だ配って、そしてその状況を見ながら対応していくということが求められている中ですので、私は一定の評価はあるんだろうなと思っております。あくまでもモラルの問題で、今日も私が申し上げましたように、次世代の子供たちに胸を張ってそのことが言えるのかどうかということが私は一つ問われてるんだろうと思っております。

それから、同じく、おうちに泊まる、何だった。（「お得」と呼ぶ者あり）お得に泊まろうか、失礼しました。お得に泊まろう！のこのキャンペーンですけども、これも想定はいろいろやっ

て、担当課も不十分な中の情報の中でいろいろなものをたくさん打ってきたわけです。喜んでいただけるものもあれば、これ少し外れたんじゃないかだとか、さらにはコロナが、そのちょうど出したときに、多くのコロナが発生した時期に重なれば効果も薄い、できないというものもあると思います。できなかったところは十分に反省しながら、さらにはこの時期が、もう少しすればワクチンが投与される時期がすぐ来るでしょう。その中からまた歴史を振り返って、あのときのあの制度は一体どうだったのか、これはやはり町長も、そして議会の皆さんも、歴史の中の被告人だという具合に思いますので、その制度に対しての評価というのはまた完全に終息した後にもう一回点検したいと、このように思っています。

○議長（景山 浩君） 教育長、福田範史君。

○教育長（福田 範史君） 教育長でございます。成人式につきまして今回予算計上させていただきました。本当に成人式、町長とも何度も協議もいたしました。やりたいのは多分皆さんも一緒に気持ちだろうと、それはみんなそうなのだろうと思いますが、今年度、夏の時点では中止をした町もございました。

そんな中で、本町としては何とか成人式をやりたいということで今回計上いたしました。PCR検査が、唾液をまず取って、それを検査機関で見てくださいと陽性か陰性かが出るということで、24時間以内に出るということで、先ほど真壁議員おっしゃったようにこちらでも受けれるんですが、原則は、今、ちょうど先週、成人のほうへ案内を出したところでありまして。その際に、まず、あなたが住んでいる、県外に住んでいる場合、住所、そちらにそういう検査キットを送りますよと。そうすると、送り返してくれるとそこで検査ができる、だから帰るまでに検査ができる。けども、そういうことができない場合は、帰ってきて受けれますよと。要するに直前まで陰性であれば成人式に参加できるという状況をつくりたくて、教育委員会としては、町としては2段階。まずは、検査キットを送るので、あまり早く送り過ぎても困りますので、直前に返していただいて、時間を考えていただいて。県内の検査機関で検査をして、メール等の連絡先を確認した上であなたは陰性ですよということで安心して帰っていただいて参加をしていただくというのが基本になっています。その際に2週間の検温も併せてしておいてくださいというようなことで向かっておりますが、本当にぎりぎりに中止をしないといけないという状況も決してないことではないと思っています。

現状を考えたときにどっかでクラスターだとか第三波がばっと押し寄せたときには、本当に前々日でも中止という判断もひょっとしたら起こり得るのではないかなという中で、何とかPCR検査を県外にお住まいの状態でも、こちらに帰った状態でも受け入れて、花回廊のドームに入れ

るということに何とか教育委員会として、町としては向かっていきたいというと思っているところでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 成人式の件については、無事にPCR検査を施行し、無事に終わることを願っています。

町長にお聞きして、委員会での論議したいのですが、私、持続化給付金のことでモラルのこと聞こうなんて思ったん違うんですよ、今。町のモラルのことはきっと一般質問等で論議になると思います。

私がお聞きしてるのは、今回の持続化給付金の結果として予算が1,500万、それもそれなりの見込みをつくってしとったのが1,000万を減額することになりました。これ2つの見方あると思うんですよ。ここ書いてあるのは、思ったより国の制度に乗られるところが多かったという50%以上、1か月でも減額しとったと多かったということは、被害が思ってる以上にあったという点が一つですよ。

もう一点は、思った以上に持続化給付金の申請の内容が分からなくて、申請してこなかったのではないかというのがあると思いませんか。そのことを聞きたかって、町長としてはこの減額してきた数字をどういうふうに考えているか。

モラルの件については、これは住民に何かあったらいけないので言いますが、モラルの問題だとおっしゃいましたが、モラルを言うのであれば国に言うべきであって、これを受けた住民に対してモラルが云々と町長は言うべきことではない。その点についてははっきりと言っておかなければ、この責任は受ける人のモラルの問題ではないんです。そこを言っている町長のモラルが私は疑われると思いますが、それは今度に譲りましょう、一般質問でね。もう厳格にそうして直してもらわないといけません。私は町長にあるまじき姿勢ではないかなと思っておりますので、覚悟して一般質問でお答えくださいね。

それはちょっと置いておきまして、その持続化給付金について言えば、その2つのことをどう考えてるかということをお答えいただきたいんですけど、どうですか。（「南部町版についてでしょ」と呼ぶ者あり）そう、南部町版のこと聞いてるんですよ、私は。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。この一つ一つの中身は御本人たちが御申請されることですので、その中身について私は分かりませんが、多くの方が50%以上の損害、減収がある月であって、そのことによって御自分の中で、先ほども言いましたように御自分の責任で出され

たものだろうと思っています。それに対して、思った以上に多いなとか少ないなということは、私は思っていません。一定の損害を受けておられる方が、実際にどのぐらいの方が受けておられるのか正直なところ私もよく分からないんです。これ電子申告やっていますので、実際のところ私も分かりませんが、商工会からのデータは一度もらっていますので、今ここには、手元ありませんけれども、まだもらっておられない、申請してない方もたくさんおられるという具合に聞いてます。商工会を通じてそういう方たちには適切に指導するという具合に聞いてますので、そのように賜っております。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長、先ほどの南部町版の持続化給付金が1,500万中1,000万残りました。これはお隣のたしか伯耆町とかは50%未満としないで国の施策に乗っかって、国の施策にかかった方についても町で給付金を出すというふうに決めてるところあるんですよね。

今、国で問題になっているように、持続化給付金等の再度必要な方も何人かいらっしゃる。これは町長が今つかんでないとおっしゃいましたが、町の一番の仕事はコロナの、このコロナ禍で町民生活がどうなってるかってつかまんといけないんじゃないですか。それをつかんでいただきまして、この減額するコロナ交付金についても、直接給付等、有効な使い方をしていただきたいということについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 先ほど申しましたようにつかんでないではなくて、商工会の資料を今ここに持ってきていないだけでございます。商工会の資料は頂いてますし、商工会からも報告をいただいているところでございます。おっしゃるとおり非常に困窮されている方がこの制度をきちんと使って事業を継続されるということが本意でございますので、それについては一生懸命やるという具合に思っています。（「お願いいたします」と呼ぶ者あり）

○議長（景山 浩君） ほかにはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第103号、国民健康保険事業特別会計。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 補正予算で、予算の中の詳しいことは課長にお聞きします。

町長にお聞きしたいこと。この間の国保状況めぐっては、鳥取県から県一本化になるに当たって、国民健康保険税ないしは国民健康保険料を統一することについて町はどう考えてるかという

ようなこと等聞いたところ、県内の全市町村が統一することに賛成しているというようなことを県議会で答えたというような話が入ってまいりました。

町長にお聞きいたします。国民健康保険税を県一本に統一することについて、町長は現段階ではどんなようなお考えをお持ちでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。国の在り方として、一本化を狙ってるということでございますよね。奈良かあっちのほうが先行事例でやっておられるという具合に聞いてます。したがって、いずれかはそういう格好になるんでしょうけれども、首長の皆さんと集まると、じゃあ医療費の1人当たりの高い町、低い町、それはもっと努力するべきなんじゃないかとか、結局そういう議論になるわけです。ですから、この議論をずっと続けてても、一本化どころか全く進まないというのが現実だろうと思っています。

私は、もう少し県がしっかりとイニシアチブ取って、もしやるのであれば、やるということは間違いないことではしょうけども、どこに問題があってどういう算定の方法がいいのか、いわゆる医療費の高いところに対しては一遍にぼんとやるのではなくて、暫定的に賦課を変えていくとか、改善したところについてはそれだけのインセンティブ与えるとか、いろいろな方法をやっていきながら提案していくべきだろうと思っています。したがって、一本化というのは、もうまさにいつやるのかという時期にも来てると思いますけれども、そのやるまでの方向、方法というのがまだ闇の中だということに、私も、じゃあそれだったらいきましょうかという状態にないと、このように思ってます。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第104号、後期高齢者医療補正予算。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第105号、病院事業会計補正予算。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） すみません、病院事業会計について1つあります。先ほど予算の中で、町長、出てきました。いわゆる公営企業における特別減収対策企業債の発行ができるということで、今回も9,000万ちょっとが病院会計出ておりました。この町長についての確認です。

この中では、この今回の「地方債の償還利子の2分の1の額を一般会計から繰り出すことがで

きることとし、当該繰出金の80%を特別交付税により措置することとしています。」と書いてありますね。これ読む限りでは、町の一般会計から特別交付税の80%プラス一般財源を入れた分を病院に補填していくということに考えてよろしいわけですね。町としてもそういうふうを考えてるということでしょうか、その確認です。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。病院事業が非常にコロナによって影響を与えていますので、これは町としてできることは、できるだけ有利な起債と支援をしていかなくちゃいけないと、このように思っています。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第106号、西部広域行政の規約変更。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第107号、町村事務組合理約の変更。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

---

○議長（景山 浩君） 以上をもちまして本日の日程の全部を終了いたしました。

これをもって本日の会を閉じたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって散会といたします。

また、来週7日は、定刻より一般質問を行う予定でありますので、御参集をお願いいたします。お疲れさんでした。

午後3時42分散会

---